

社会資本整備審議会建築分科会 第16回基本制度部会(要旨)(案)

平成21年3月4日(水)

(1) 建築分科会への諮問「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」について(有識者ヒアリング要旨)

【巽委員】

建築社会の現状

建築物の質について

- 質を問題にする動機、多様な側面、質の問題からみた建築物の特性

質向上のための課題

- 質を規定する基本的要素の整備、建築企画、建築物の生涯を通じての総合的な扱い、地域的多様性の尊重、優良な建築物

といった切り口から、「建築の質の向上」という主題の本質について考察された。

【神田委員】

社会規範の変遷 耐震建築の課題 まちづくりと建築 法に期待するもの  
といったキーワードを軸に、「建築基本法」を提案。

法体系、目的、理念(安全確保、健康への配慮、建築物による社会資産の充実)関係者の責務(国及び地方公共団体、建築主・所有者・使用者等、事業者、専門家)等を提示しながら、法体系・関係者の責務等の建築システムの再構築について提言をされた。

両委員のご意見の詳細については、第16回部会資料及び議事録参照。

(2) 委員の意見

質を高めるために基準法の水準を引き上げると、既存不適格が増えるが、その質を高めしていくことが、全体のストックの質を高めるために大きな問題である。

韓国の基本法の例は、建築のありように関する国家・国民の決意表明と考えたらよいのではないか。建築の質を上げるといえるのは、敷地の中での質を言っているのではなく、地域の環境の質を上げることまで含んでいるということで議論することが必要。

建築基準法において建築物のあり方が詳細まで規定されていることによって、技術者が能力を自発的に活用する気力がそいでしまっている部分があると思われるが、専門家が能力を最大限発揮すれば、国民に大きなメリットをもたらせることをわかりやすく説明する必要がある。

今後、建築家は建築の設計のみにこだわるのではなく、マネジメントを含んだ建築企画についてもダイナミックに携わり、責任を持っていかなければならない。

全国一律最低限の基準を守らせるための基準法とは異なり、建築基本法というものの筋書きをつくるとすれば、国としてあるべき方針を打ち出すもので、その実現については民間の職能団体が担い、職能団体が自分達で責任を持つための体制が考えられるのではないか。

建築に社会的規制や法的規制が要求されるのは、建築が私的財であると同時に社会財であり、社会財としての責任を負うということにほかならない。景観の維持について、関係者間で理念を共有し、規制や誘導を行うことはその具体例だが、現行の建築教育のあり方では、建築の範疇でそこまで責任を負うという考えが育っていないのではないか。

質の高い建築物をつくっていくためのツールを考えると、基本法という手法について、法律をつくったからと言って国民が決意するということと同義ではないだろう。現行の制度を動かすきっかけになるということでは効用はあるだろう。

専門家について広い意味で国民の信任が得られないと活用することもできない。また、行政能力、技術力がほんとうに自治体レベルであるのかという問題もある。さらに、規制を簡素化するとすれば、ほんとうに外していいのかということも考える必要がある。

現行の基準法や土法は新しく物を作るフローの観点から体系化されているが、基本法の制定にストックを重視した法整備を行うことを主眼とするならば、別の新しい議論の仕方があるのではないか。また、基本法の整備に際して、公共性や所有権の問題まで手を広げて議論すべきかどうかということについては、一度整理しておく必要があると思う。

品質というものには客観的な側面と主観的な側面があり、建築の性能についても、「人間とは無関係な固有の特性」と「人が判断する質」という部分があると思う。こうした二元的な視点から建築の質のあり方を考えてみてはどうか。

建築の質に関わる政策としては、今後質の水準を上げていくうえのロードマップを考える上で、例えばトップランナー方式や表彰制度のような方策も議論すべきではないか。